

高病原性鳥インフルエンザ 再発防止対策

令和3年1月5日
岐阜県

- 4年ぶりに県内初となる高病原性鳥インフルエンザが発生
 - ・14県34事例47か所目となる発生。延べ約1,000人を動員し、約6万8千羽を殺処分。
- 農場における飼養衛生管理の徹底が不十分
 - ・疫学調査チームの現地調査において、緊急点検項目となっていた手指消毒や鶏舎ごとの長靴履替えなど飼養衛生面で必ずしも十分に徹底されていない状況。
- 県内どこでも発生するおそれ
 - ・農場に隣接するため池では野鳥が確認されており、関連性は疫学調査の中で今後確認。
 - ・渡り鳥シーズンは続くことから、発生地域以外でも感染のおそれ。



管理獣医師と連携した飼養衛生管理の再徹底、継続的な消毒など農場防疫を強化・徹底するとともに、野鳥の監視強化やため池対策などウイルス拡散防止を図り、県内での再発を防止。

1 飼養衛生管理基準（緊急点検項目）の遵守を再徹底

- ・先に自主点検を実施した緊急点検項目について、管理獣医師と連携し、立入り又はリモートによる再点検を実施し、指摘事項については可及的かつ確実に改善。
- ・消毒や鶏舎入退場の方法、留意点を分かりやすく示した手順書を作成・配布。

■養鶏農家に対する発生予防対策の徹底

- ・今回の発生を受け、県養鶏協会に対し、発生予防対策の徹底について通知を发出（1月3日）。

■飼養衛生管理の緊急点検項目 ※太字は今回不備が認められた項目

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- 7 ねずみ及び害虫の駆除

2 農場の緊急消毒の継続

- ・県内の他農場での発生予防を図るため、消石灰等の防疫資機材を提供し、2月以降も消毒を継続。

■これまでの実施状況

- ・全国的な発生リスクの高まりを受け、国通知に基づくまん延防止のための緊急消毒を実施中（実施期間：12月23日～1月29日）。
- ・国の要請に先駆け、県内侵入防止のため、県独自に消石灰を配布し、緊急消毒を実施（実施期間：11月25日～12月9日）。

3 消毒ポイントにおける車両消毒の徹底

- ・既設の消毒ポイントにおける養鶏関連の車両消毒を徹底。
- ・野鳥の陽性個体が発見された場合などリスクの高まりに応じ、養鶏密集地等地域の状況に応じて消毒ポイントを増設。

■消毒ポイントの設置状況

- ・事業者の配送ルートとなる幹線道路沿いの5カ所（山田市、郡上市、美濃加茂市、多治見市、下呂市）に設置済み。
- ・今回の発生に伴い、制限区域に5カ所の消毒ポイントを設置済み。
- ・さらに、関係車両の通行ルートを踏まえ、幹線道路沿いに1カ所追加設置（1月7日予定）。

4 毎日の健康観察と異状時の早期通報の徹底

- ・今回の発生に伴い、制限区域内の家きん飼養者（38農家）に対し、家畜伝染病予防法に基づく命令を発出し、異状の有無等について毎日の報告徴求を実施。

■報告徴求の期間・内容

- ・発出日（1月2日）から制限が解除される日まで
- ・飼養羽数、死亡羽数、出荷・導入状況等

5 ため池等の周辺道路の緊急消毒

- ・今回の発生農場に隣接するため池周辺の道路において緊急消毒を実施。
- ・農場又は野鳥での陽性が確認された場合には、渡り鳥の飛来が多い、養鶏場付近のため池周辺道路を対象に、散水車による消毒を実施。

6 ため池を介したウイルス拡散の防止

- ・養鶏場付近のため池を対象として、死亡野鳥等の巡回監視を実施。また、地域と調整のうえ、落水等による渡り鳥の忌避対策の実施を検討。
- ・ため池を訪れる人がウイルスを拡散しないよう、周辺の遊歩道等に注意喚起看板、消毒帯を設置。

■養鶏場付近のため池

- ・養鶏場から半径300m以内にある24のため池（うち養鶏場近接13）のうち、渡り鳥が飛来する箇所をピックアップし、市町村、施設管理者と連携して対策を実施。

7 野鳥サーベイランスの強化

- ・今回の発生を受けて設定した「野鳥監視重点区域」内において、野鳥の飛来が多い箇所（ため池、河川など30箇所）を選定し、毎日の巡回監視を実施（防疫措置完了後30日間）。

■現在の対応状況

- ・野鳥サーベイランスに関する国マニュアル上の最高レベルである「レベル3」に基づき、県内229か所における巡回監視、死亡野鳥等調査を実施中。
- ・渡り鳥の飛来地（犀川：墨俣一夜城横）において、野鳥の糞便を採取し、国と連携して検査を実施（12月実施分は国の検査結果待ち。1月下旬に追加調査を実施）。
- ・今回の発生を受け、発生農場から半径10km圏を「野鳥監視重点区域」に設定。環境省・愛知県と連携して緊急調査（野鳥の異常死の有無、生息地の環境等）を実施済み（1月4日）。

＜資金繰り支援のための融資相談窓口の開設＞

- 今回の鳥インフルエンザ発生により影響を受けた農業者及び中小企業者の資金繰り等に係る相談窓口を開設（1月5日）。
 - ・ 相談時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで
 - ・ 設置場所 農 政 部 農業経営課、各農林事務所
商工労働部 商業金融課